

1 福井市国民保護協議会条例

平成18年3月7日

福井市条例第144号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第40条第8項の規定に基づき、福井市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務代理)

第2条 会長（法第40条第2項の会長をいう。以下同じ。）に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が職務を代理する。

(委員及び専門委員)

第3条 協議会の委員の定数は、50人以内とする。

2 専門委員（法第40条第6項の専門委員をいう。以下同じ。）は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、協議会の議長となり、議事を整理する。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事50人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

資料編1_協議会条例

(委 任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 福井市国民保護対策本部等条例

平成18年3月7日

福井市条例第143号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、福井市国民保護対策本部及び福井市緊急対処事態対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 本部長（法第28条第1項（法第183条において準用する場合を含む。）に規定する対策本部長をいう。以下同じ。）は、対策本部の事務を総括する。
- 2 副本部長（法第28条第5項（法第183条において準用する場合を含む。）の副本部長をいう。以下同じ。）は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 3 本部員（法第28条第4項（法第183条において準用する場合を含む。）の本部員をいう。以下同じ。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。
 - 4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
 - 5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

- 第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。
- 2 本部長は、法第28条第6項の規定により国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

- 第4条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
 - 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。
 - 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

- 第5条 現地対策本部（法第28条第8項の現地対策本部をいう。以下同じ。）に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員（以下「現地対策本部員等」という。）を置く。
- 2 現地対策本部員等は、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

資料編2_対策本部等条例

3 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(委 任)

第6条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

3 福井市国民保護協議会委員・幹事及び構成団体住所一覧

1号委員(指定地方行政機関)

No	所 属	委員	幹事	担当所属等	郵便番号	住 所	電話番号
1	国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所	事務所長	建設専門官	道路管理課	918-8015	福井市花堂南 2-14-7	35-2661
2	海上保安庁福井海上保安署	署 長	次 長		913-0032	坂井市三国町山岸 50-2-2	82-4999
3	福井地方气象台	次 長	防災業務課長	防災業務課	910-0857	福井市豊島 2-5-2	24-0069
4	北陸財務局福井財務事務所	所 長	総務課長	総務課	910-0004	福井市宝永 2-4-10	25-8230

2号委員 (自衛隊)

5	陸上自衛隊第 14 普通科連隊	連隊長	第3科長	連隊本部第3科	921-8104	金沢市野田町 1-8	076-241-2171(235)
---	-----------------	-----	------	---------	----------	------------	-------------------

3号委員(県職員)

6	福井県福井土木事務所	所 長	管理課長	管理課	910-0853	福井市城東 4-28-1	24-5111
7	福井健康福祉センター	所 長	主 任	地域支援室	918-8004	福井市西木田 2-8-8	36-1116
8	福井警察署	署 長	警備課長	警備課	910-0854	福井市御幸 4-9-1	21-0110
9	福井南警察署	署 長	警備課長	警備課	918-8025	福井市江守中町 6-18-2	34-0110

4号委員(市助役)

10	福井市	副市長		秘書課	910-8511	福井市秘書課	20-5205
----	-----	-----	--	-----	----------	--------	---------

5号委員(市教育長・消防長)

11	福井市	教育長	調整参事	教育委員会	910-8511	福井市教育総務課	20-5341
12	福井市	消防局長	調整参事	消防局	918-8237	福井市和田東 2-2207	20-0119

6号委員(市職員)

13	福井市	企業管理者	調整参事	企業局	910-8522	福井市経営企画課	20-5615
14	福井市	総務部長	調整参事	総務部	910-8511	福井市職員課	20-5250
15	福井市	危機管理対策監		危機管理室	910-8511	福井市危機管理室	20-5234

7号委員(指定公共機関・指定地方公共機関)

No	所 属	委員	幹事	担当所属等	郵便番号	住 所	電話番号
16	日本赤十字社福井県支部	事務局長	事業推進課長	事業推進課	918-8011	福井市月見 2-4-1	36-3640
17	中日本高速道路(株) 福井保全・サービスセンター	所 長	総務担当課長		910-2177	福井市稲津町 16-7	41-3420
18	西日本電信電話(株) 福井支店	支店長	設備部長	設備部(企画担当)	910-0859	福井市日之出 2-12-5	20-9711
19	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸支社	代表取締役社長	災害対策室長		920-8202	金沢市西都 1-5	076- 225-2065
20	西日本旅客鉄道(株) 金沢支社福井駅	駅 長	副駅長		910-0006	福井市中央 1-1-1	22-0609
21	北陸電力(株) 福井支店	総務部長	総務チーム統括	総務部総務チーム	910-0859	福井市日之出 1-4-1	25-8710
22	福井鉄道(株)	代表取締役社長	総務部長	総務部	915-0802	越前市北府 2-5-20	0778- 21-0700
23	(社)福井県トラック協会	会 長	専務理事		918-8115	福井市別所町 17-18-1	34-1713
24	(社)福井県バス協会	会 長	専務理事		918-8023	福井市西谷 1-1401	34-1730
25	えちぜん鉄道(株)	代表取締役社長	取締役鉄道部長	鉄道部	910-0845	福井市志比口 3-1-8	52-7788

8号委員(知識又は経験を有する者)

26	(株)福井新聞社	総務局長	総務局次長	総務局	910-8552	福井市大和田町56	57-5111
27	(株)日刊県民福井	代表取締役社長	総務部長	総務局	910-0005	福井市大手 3-1-8	28-8611
28	福井市消防団	中地区団長	南地区団長	消防総務課	918-8237	福井市和田東 2-2207	20-0119
29	福井市防犯隊	隊 長	副隊長	危機管理室	910-8511	福井市危機管理室	20-5234
30	福井市自治会連合会	会 長	副会長	行政管理課	910-8511	福井市行政管理課	20-5230
31	福井市公民館連絡協議会	会 長	副会長	福井市公民館 連絡協議会	910-8511	福井市生涯学習課	20-5361
32	(社)福井市社会福祉協議会	会 長	地域福祉課長	地域福祉課	910-0019	福井市春山 2-7-15	26-1853
33	福井市連合婦人会	会 長	副会長	福井市 連合婦人会	910-0003	福井市松本 4-7-22 福井市青年の家	21-4611
34	ふくい災害ボランティアネット	理事長	副理事長	ふくい災害 ボランティアネット	915-0082	越前市国高 1-2-1 宇野ビル 2F	0778- 21-3966
35	福井市PTA連合会	会 長	副会長	福井市 PTA連合会	910-0003	福井市松本 4-7-22 福井市青年の家	26-4058

No	所 属	委員	幹事	担当所属等	郵便番号	住 所	電話番号
36	(社)福井市医師会	会 長	副会長	(社)福井市医師会	910-0001	福井市大願寺 3-4-10	23-0587
37	福井ケーブルテレビ(株)	代表取締役社長	常務取締役 営業本部長	福井ケーブル テレビ(株)	910-8510	福井市豊島 1-3-1 三谷ビル	20-3658
38	福井街角放送(株)	代表取締役	総務部長	福井街角放送(株)	910-8503	福井市中央 1-5-1 U-Can301	20-1111
39	福井市沿岸警備協力隊	連合隊長	連合副隊長	福井市 沿岸警備協力隊	910-8511	福井市危機管理室	20-5234
40	福井市農業協同組合	代表理事 理事長	総合企画部 副部長	総合企画部	918-8026	福井市湊 4-606	33-8150
41	福井商工会議所	理事 事務局長	総務部 次長	ビル運営課	918-8580	福井市西木田 2-8-1	33-8251
42	福井市老人クラブ連合会	副会長	副会長	福井市 老人クラブ連合会	910-8511	福井市長寿福祉課	20-5400
43	福井市身体障害者福祉連合会	会 長	副会長	福井市 身体障害者 福祉連合会	910-8511	福井市社会福祉課	20-5404

4 福井市国民保護避難施設指定一覧

整理番号	施設						管理する担当窓口			避難施設の面積		保有設備							構造		災害対策基本法上の指定	大型車両のアクセス可否	備考		
	名称	所在地			連絡先		名称	連絡先		屋内部分 面積 (㎡)	屋外部分 面積 (㎡)	トイレ	入浴・シャ ワー設備	給食設備	冷暖房設備	障害者用 トイレ	エレベーター	スロープ	RCCを含む リフト造(ハ ンダ)	鉄筋コン クリ				その他	階数
		郵便番号	市区町村名	町丁目名・番(番地)・号	電話	FAX		管理者名	電話																
1	福井市木田小学校	9188105	福井市	木田1-1360	0776363800	0776363801	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	7,272	17,091	○	○	○	×	×	×	○	○		F4	○	○	
2	福井市豊小学校	9188011	福井市	月見3-9-1	0776363802	0776363803	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	6,008	12,742	○	×	×	×	×	×	○	○		F4	○	○	
3	福井市足羽小学校	9188007	福井市	足羽3-1-1	0776353804	0776350654	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	6,758	19,408	○	×	○	×	×	×	○	○		F4	○	○	
4	福井市東安原小学校	9188065	福井市	水越2-503	0776353806	0776353994	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	6,215	15,914	○	×	○	×	×	×	○	○		F4	○	○	
5	福井市湊小学校	9100028	福井市	学園1-4-8	0776228805	0776228807	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	6,919	21,532	○	×	○	×	×	×	○	○		F4	○	○	
6	福井市春山小学校	9100017	福井市	文京3-13-1	0776228808	0776228809	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	7,043	19,221	○	×	×	×	×	×	○	○		F4	○	○	
7	福井市順化小学校	9100005	福井市	大手3-16-1	0776205120	0776205121	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	6,115	14,274	○	○	○	×	×	×	○	○		F4	○	○	
8	福井市宝永小学校	9100003	福井市	松本3-15-1	0776205122	0776205123	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	5,930	14,492	○	×	×	×	×	×	○	○		F4	○	○	
9	福井市松本小学校	9100002	福井市	町屋3-14-20	0776228813	0776228892	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	8,801	16,572	○	×	×	×	×	×	○	○		F4	○	○	
10	福井市日之出小学校	9100859	福井市	日之出5-11-1	0776541551	0776541550	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	6,715	16,334	○	○	○	×	×	×	○	○		F4	○	○	
11	福井市旭小学校	9100858	福井市	手寄2-2-5	0776205124	0776205125	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	6,539	12,387	○	○	○	×	×	×	○	○		F4	○	○	
12	福井市和田小学校	9188238	福井市	和田1-2-1	0776228817	0776226121	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	6,728	17,867	○	×	○	×	×	×	○	○		F4	○	○	
13	福井市円山小学校	9188205	福井市	北四ツ居3-15-17	0776545818	0776549041	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	6,510	24,287	○	×	○	×	×	×	○	○		F4	○	○	
14	福井市啓蒙小学校	9100842	福井市	開発1-1008	0776542819	0776549769	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	6,492	17,292	○	×	○	×	×	×	○	○		F4	○	○	
15	福井市西藤島小学校	9100033	福井市	三郎丸1-1410	0776228820	0776226809	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	4,827	18,465	○	×	×	×	×	×	○	○		F4	○	○	
16	福井市社北小学校	9188055	福井市	若杉4-143	0776352821	0776352719	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	6,224	23,546	○	○	○	×	×	×	○	○		F4	○	○	
17	福井市社南小学校	9188031	福井市	種池2-128	0776352822	0776352879	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	5,922	17,874	○	×	○	×	×	×	○	○		F4	○	○	
18	福井市中藤小学校	9100806	福井市	高木町64-12	0776543823	0776543874	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	6,223	11,840	○	×	○	×	×	×	×	○		F4	○	○	
19	福井市河合小学校	9100108	福井市	山室町10-12	0776550009	0776550478	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	4,282	16,353	○	×	×	×	×	×	○	○		F4	○	○	
20	福井市麻生津小学校	9188182	福井市	浅水二日町28-5	0776381001	0776383718	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	7,034	16,700	○	×	○	×	×	×	○	○		F4	○	○	
21	福井市国見小学校	9103402	福井市	鮎川町109-3-3	0776882116	0776882117	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	2,556	6,683	○	×	○	×	×	×	○	○		F4	○	○	
22	福井市岡保小学校	9188223	福井市	河水町18-8	0776545823	0776545908	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	4,653	14,540	○	×	○	×	×	×	○	○		F4	○	○	
23	福井市東藤島小学校	9100827	福井市	藤島町44-8	0776542825	0776542764	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	4,524	16,320	○	×	×	×	×	×	○	○		F4	○	○	
24	福井市鶉小学校	9103143	福井市	砂子坂町4-31	0776830026	0776830541	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	4,068	15,022	○	×	○	×	×	×	○	○		F4	○	○	
25	福井市長橋小学校	9103384	福井市	長橋町18-48	0776861119	0776861110	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	1,394	7,531	○	×	○	×	×	×	○	○		F2	○	○	
26	福井市高須城小学校	9103374	福井市	高須町71-31	0776861129	0776861120	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	337	2,290	○	×	○	×	×	×	○	○		F2	○	×	
27	福井市森田小学校	9100143	福井市	下森田新町19-67	0776560131	0776563168	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	7,566	21,922	○	○	○	×	×	×	○	○		F4	○	○	
28	福井市明新小学校	9100063	福井市	灯明寺1-2101	0776228815	0776228896	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	6,512	20,929	○	×	○	×	×	×	○	○		F4	○	○	
29	福井市酒生小学校	9102147	福井市	成願寺町5-1	0776413017	0776413613	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	4,146	12,708	○	×	×	×	×	×	○	○		F4	○	○	
30	福井市一農小学校	9102157	福井市	西新町1-4	0776432024	0776432025	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	2,407	6,677	○	×	○	×	×	×	○	○		F4	○	○	
31	福井市上文殊小学校	9190314	福井市	生部町36-6	0776410514	0776410749	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	3,217	13,934	○	×	×	×	×	×	○	○		F4	○	○	
32	福井市文殊小学校	9190321	福井市	下河北町53-1	0776411004	0776411094	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	3,644	11,467	○	×	×	×	×	×	○	○		F4	○	○	
33	福井市六条小学校	9188133	福井市	上筋生田町5-16	0776411010	0776411549	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	3,592	11,706	○	×	○	×	×	×	○	○		F4	○	○	
34	福井市東郷小学校	9102163	福井市	枳泉町3-105	0776410003	0776410974	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	4,342	19,436	○	×	×	×	×	×	○	○		F4	○	○	
35	福井市日新小学校	9100017	福井市	文京5-25-30	0776220033	0776226478	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	5,736	13,446	○	×	○	×	×	×	○	○		F4	○	○	

整理番号	施設						管理する担当窓口			避難施設の面積		保有設備							構造		災害対策基本法上の避難場所としての指定	大型車両のアクセスの可否	備考			
	名称	所在地			連絡先		管理者名	連絡先			屋内部分 面積 (㎡)	屋外部分 面積 (㎡)	トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	冷暖房設備	障害者用 トイレ	エレベーター	スロープ	リフト造(ハスRCを含む)				鉄筋コンクリート造	その他	階数
		郵便番号	市区町村名	町丁目名・番(番地)・号	電話	FAX		名称	電話	FAX																
35	福井市日新小学校	9100017	福井市	文京5-25-30	0776220033	0776226478	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	5,736	13,446	○	×	○	×	×	×	○	○		F4	○	○		
36	福井市清明小学校	9188017	福井市	下荒井町13-240	0776385570	0776385571	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	7,005	20,413	○	×	×	×	×	×	○	○		F4	○	○		
37	福井市社西小学校	9188037	福井市	下江守町22-18	0776351018	0776351019	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	7,719	31,571	○	○	×	×	×	×	○	○		F4	○	○		
38	福井市本郷小学校	9103255	福井市	大年町65-32	0776830922	0776830923	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	3,698		○	×	○	×	×	×	○	○		F4	○	○		
39	福井市明倫中学校	9188105	福井市	木田1-1360	0776363826	0776363827	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	8,836	19,418	○	×	×	×	×	×	○	○		F4	○	○		
40	福井市光陽中学校	9100026	福井市	光陽4-7-1	0776228828	0776228829	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	10,895	19,268	○	×	×	×	×	×	○	○		F4	○	○		
41	福井市明道中学校	9100017	福井市	文京2-5-1	0776205126	0776205126	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	8,595	22,340	○	×	×	×	×	×	○	○		F4	○	○		
42	福井市進明中学校	9100003	福井市	松本1-10-1	0776205128	0776205128	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	9,548	18,591	○	×	×	×	×	×	○	○		F4	○	○		
43	福井市成和中学校	9100853	福井市	城東3-10-1	0776228835	0776228836	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	10,904	18,787	○	×	×	×	×	×	○	○		F4	○	○		
44	福井市大東中学校	9188212	福井市	北今泉町10-6-2	0776546822	0776546823	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	8,701	27,166	○	×	○	×	×	×	○	○		F4	○	○		
45	福井市社中学校	9188055	福井市	若杉4-1402	0776358310	0776358311	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	8,485	35,014	○	×	×	×	×	×	○	○		F4	○	○		
46	福井市栗原小学校	9188076	福井市	本堂町84-5-6	0776371004	0776371005	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	5,610	13,837	○	×	○	×	×	×	○	○		F4	○	○		
47	福井市大正小学校	9100042	福井市	岸水町16-25-1	0776591881	0776591882	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	5,021	6,760	○	×	×	×	×	×	○	○		F4	○	○		
48	福井市足羽中学校	9188152	福井市	今市町5-10-1	0776381011	0776381012	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	8,003	12,624	○	×	×	×	×	×	○	○		F4	○	○		
49	福井市国見中学校	9103402	福井市	鮎川町109-9-2	0776882316	0776882317	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	2,397	6,901	○	×	○	×	×	×	○	○		F4	○	○		
50	福井市下野小学校	9103516	福井市	風尾町6-24	0776972511	0776972512	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	2,692	9,563	○	×	○	×	×	×	○	○		F4	○	○		
51	福井市川西中学校	9103144	福井市	水切町39-24	0776830037	0776830038	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	5,014	24,223	○	×	○	×	×	×	○	○		F4	○	○		
52	福井市栗原小学校	9103133	福井市	石新保町12-32	0776851099	0776851100	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	5,169	24,569	○	×	○	×	×	×	○	○		F4	○	○		
53	福井市栗原小学校	9103376	福井市	和布町3-6	0776861114	0776861115	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	4,576	19,404	○	×	○	×	×	×	○	○		F4	○	○		
54	福井市森田中学校	9100134	福井市	上野本町37-12	0776560130	0776560131	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	5,684	13,953	○	×	×	×	×	×	○	○		F4	○	○		
55	福井市灯明寺中学校	9100062	福井市	灯明寺町54-1	0776228837	0776228838	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	8,424	26,731	○	×	×	×	×	×	○	○		F4	○	○		
56	福井市足羽第一中学校	9102177	福井市	稲津町83-1	0776411311	0776411312	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	7,262	26,736	○	×	×	×	×	×	○	○		F4	○	○		
57	福井市藤島中学校	9100065	福井市	八ツ島町7-6	0776268876	0776268877	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	8,869	28,692	○	×	×	×	×	×	○	○		F4	○	○		
58	福井市至良中学校	9188026	福井市	洲4-748	0776353840	0776353841	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	7,844	19,435	○	×	×	×	×	×	○	○		F4	○	○		
59	木田公民館	9188107	福井市	春日町221-1	0776360042	0776360042	福井市長	生涯学習課	0776205361	0776205338	503	337	○	×	×	○	×	×	○	○		F2	○	○		
60	足羽公民館	9188007	福井市	足羽2-12-31	0776350041	0776350041	福井市長	生涯学習課	0776205361	0776205338	1,425	1,653	○	○	○	○	○	×	○	○		F3	○	○		
61	豊公民館	9188005	福井市	みのり3-106-8	0776340344	0776340344	福井市長	生涯学習課	0776205361	0776205338	622	1,085	○	×	○	○	○	×	○	○		F2	○	○		
62	東安居公民館	9188067	福井市	飯塚町6-18	0776359566	0776359566	福井市長	生涯学習課	0776205361	0776205338	734	762	○	×	○	○	○	×	○	○		F2	○	○		
63	湊公民館	9100028	福井市	学園1-4-8	0776220032	0776220032	福井市長	生涯学習課	0776205361	0776205338	750	1,324	○	×	○	○	○	×	○	○		F2	○	○		
64	春山公民館	9100017	福井市	文京3-11-12	0776220057	0776220057	福井市長	生涯学習課	0776205361	0776205338	558	851	○	×	○	○	○	×	○	○		F2	○	○		
65	順化公民館	9100005	福井市	大手3-11-1	0776205458	0776205458	福井市長	生涯学習課	0776205361	0776205338	1,057	658	○	×	○	○	○	×	○	○		F2	○	○		
66	宝永公民館	9100004	福井市	宝永3-28-23	0776220036	0776220036	福井市長	生涯学習課	0776205361	0776205338	493	206	○	×	○	○	○	×	○	○		F2	○	○		
67	松本公民館	9100017	福井市	文京1-17-12	0776220085	0776220085	福井市長	生涯学習課	0776205361	0776205338	754	1,257	○	×	○	○	○	×	○	○		F2	○	○		
68	日之出公民館	9100846	福井市	四ツ井1-7-24	0776540040	0776540040	福井市長	生涯学習課	0776205361	0776205338	625	1,131	○	×	○	○	○	×	○	○		F2	○	○		
69	旭公民館	9100858	福井市	手寄2-1-1	0776205364	0776205364	福井市長	生涯学習課	0776205361	0776205338	672	1,427	○	×	○	○	○	×	○	○		F2	○	○		
70	和田公民館	9188237	福井市	和田東1-1504	0776220038	0776220038	福井市長	生涯学習課	0776205361	0776205338	439	1,162	○	×	○	○	×	×	○	○		F2	○	○		
71	円山公民館	9188212	福井市	北今泉町7-12	0776540048	0776540048	福井市長	生涯学習課	0776205361	0776205338	558	2,587	○	×	○	○	○	×	○	○		F2	○	○		
72	啓蒙公民館	9100842	福井市	開発1-2105	0776540046	0776540046	福井市長	生涯学習課	0776205361	0776205338	625	1,486	○	×	○	○	×	×	○	○		F2	○	○		
73	西藤島公民館	9100033	福井市	三郎丸1-1411	0776220040	0776220040	福井市長	生涯学習課	0776205361	0776205338	454	761	○	×	○	○	○	×	○	○		F2	○	○		

整理番号	施設						管理する担当窓口			避難施設の面積		保有設備						構造		災害対策基本法上の避難場所としての指定	大型車両のアクセスの可否	備考				
	名称	所在地			連絡先		管理者名	連絡先			屋内部分(m ²)	屋外部分(m ²)	トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	エレベーター	スロープ				リフト造(ハスRCを含む)	鉄筋コンクリート造	その他	階数
		郵便番号	市区町村名	町丁目名・番(番地)・号	電話	FAX		名称	電話	FAX																
113	福井市国民宿舎産業荘	9103381	福井市	菱町3-11-1	0776861111	0776861113	福井市長	観光開発課	0776205346	-	2,205	8,489	○	○	○	○	×	○	○	○		F4	○	○		
114	福井市森田勤労青少年ホーム	9100147	福井市	下森田町3-36	0776560200	0776563918	福井市長	労政課	0776205321	-	263		○	×	×	○	×	×	×	○		F2	○	○		
115	福井市少年自然の家	9102161	福井市	脇三ヶ町66-2-10	0776413660	0776413661	福井市長	青少年課	0776205418	0776205434	4,483		○	○	×	○	×	×	×	○		F3	○	○		
116	福井市下学坂小学校	9102222	福井市	市波町55-5	0779764054	0779764054	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	4,464	55,773	○	○	○	○	×	×	×	○		F3	○	○		
117	福井市羽生小学校	9102334	福井市	大宮町12-31	0779753024	0779753024	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	3,660	17,970	○	○	○	○	○	×	×	○		F3	○	○		
118	福井市美山啓明小学校	9102357	福井市	朝谷町1-20	0779753003	0779753003	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	4,900	11,581	○	○	○	○	○	×	×	○		F3	○	○		
119	福井市美山中学校	9102351	福井市	美山町9-14	0779753020	0779753077	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	6,357	21,852	○	○	○	○	×	×	×	○		F3	○	○		
120	福井市芦見生涯教育施設	9102203	福井市	西中町3-9-1	0779764408	-	福井市長	生涯学習課	0776205361	0776205338	2,745	23,003	○	○	○	○	×	×	×	○		F3	○	○		
121	福井市上味見生涯教育施設	9102464	福井市	中手町7-3	0779732033	-	福井市長	生涯学習課	0776205361	0776205338	2,137	7,236	○	○	○	×	×	×	○		F2	○	○			
122	福井市下味見生涯教育施設	9102474	福井市	折立町41-1	0779753337	-	福井市長	生涯学習課	0776205361	0776205338	3,691	26,097	○	○	○	○	×	×	×	○		F2	○	○		
123	美山公民館下学坂分館	9102222	福井市	市波町25-11-1	0779764002	0779764002	福井市長	生涯学習課	0776205361	0776205338	876	1,316	○	○	○	○	×	×	○		F2	○	○			
124	美山公民館羽生分館	9102334	福井市	大宮町11-8	0779753001	0779753001	福井市長	生涯学習課	0776205361	0776205338	718	1,932	○	○	○	○	×	×	○		F2	○	○			
125	美山公民館上味見分館	9102464	福井市	中手町10-3-1	0779732225	-	福井市長	生涯学習課	0776205361	0776205338	448	929	○	○	○	○	×	×	○		F2	○	○			
126	美山公民館下味見分館	9102471	福井市	西河原町18-33-1	0779753251	0779753251	福井市長	生涯学習課	0776205361	0776205338	385	1,802	○	○	○	○	×	×	○		F2	○	○			
127	福井市美山レクリエーションセンター	9102347	福井市	埴寺町2-7	0779741171	-	福井市長	スポーツ課	0776205355	0776205746	1,973	10,465	○	○	○	○	○	×	×	○		F1	○	○		
128	福井市美山森林浴みらい広場	9102222	福井市	市波町38-2	0779764141	0779764143	福井市長	美山支所産業課	0779741194	0779741512	3,628	11,814	○	○	○	○	×	○	○		○	F3	○	○		
129	福井市美山楽く楽く亭	9102222	福井市	市波町26-15	0779764911	-	福井市長	美山支所福祉保健課	0779741193	0779741512	1,862	4,441	○	○	○	○	×	×	○		○	F2	○	○		
130	美山公民館	9102351	福井市	美山町2-12	0779747111	0779747113	福井市長	生涯学習課	0776205361	0776205338	4,054	17,101	○	○	○	○	○	×	×	○		F2	○	○		
131	福井市伊自良温泉	9102464	福井市	中手町29-3	0779732040	-	福井市長	美山支所総務課	0779732040	0779732220	430	3,195	○	○	○	○	×	×	○		○	F1	○	○		
132	福井市清水西小学校	9103634	福井市	大森町9-2	0776983014	0776987051	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	3,585		○	×	○	○	×	×	○		F3	○	○			
133	福井市清水東小学校	9103608	福井市	三留町69-2	0776982016	0776982374	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	3,083		○	×	○	○	×	×	○		F3	○	○			
134	福井市清水南小学校	9103616	福井市	真栗町15-33	0776985007	0776987052	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	3,352		○	×	○	○	×	×	○		F3	○	○			
135	福井市清水北小学校	9103604	福井市	グリーンハイツ5-101	0776982470	0776982474	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	4,220		○	×	○	○	×	×	○		F3	○	○			
136	福井市清水中学校	9103623	福井市	鳥寺町2-55	0776985009	0776984284	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	5,656		○	×	○	○	×	×	○		F3	○	○			
137	清水北公民館	9103604	福井市	グリーンハイツ5-131	0776985477	0776985477	福井市長	生涯学習課	0776205361	0776205338	620		○	×	○	○	×	×	○		F2	○	○			
138	福井市地域活性化施設	9103641	福井市	平尾町24-12-1	0776988805	-	福井市長	清水支所産業課	0776988805	-	154		○	×	×	○	×	×	○		F2	○	○			
139	福井市きらら館	9103622	福井市	風巻町20-17	0776983700	0776983700	福井市長	清水支所総務課	0776982001	0776982154	1,323		○	×	○	○	○	×	○		F1	○	○			
140	越廼公民館	9103552	福井市	茶崎町1-68	0776892182	0776892883	福井市長	生涯学習課	0776205361	0776205338	1,644		○	×	○	○	○	×	○		F4	○	○			
141	福井市越廼中学校	9103551	福井市	大味町29-83	0776892045	0776892181	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	2,754		○	×	○	○	○	×	×	○		F2	○	○		
142	福井市越廼小学校	9103552	福井市	茶崎町3-25	0776892043	0776892184	福井市長	教育総務課	0776205341	0776205344	2,251		○	×	○	○	×	×	×	○		F3	○	×		
143	福井市水仙寮	9103555	福井市	居倉町79-35	0776892296	-	福井市長	越廼支所産業課	0776892187	0776892727	845		○	○	×	×	×	×	○		○	F2	○	×		
144	福井県立羽水高等学校	9188114	福井市	羽水1-302	0776361678	0776361676	福井県教育委員会	学校教育振興課	0776200564	0776200667	12,928	45,054	○	○	○	○	×	×	×	○		F3	○	○		
145	福井県立藤島高等学校	9100017	福井市	文京2-8-30	0776245171	0776245189	福井県教育委員会	学校教育振興課	0776200564	0776200667	13,323	37,724	○	○	○	○	×	×	×	○		F4	○	○		
146	福井県立高志高等学校	9100854	福井市	御幸2-25-8	0776245175	0776245177	福井県教育委員会	学校教育振興課	0776200564	0776200667	13,598	42,919	○	○	○	○	○	×	○		F4	○	○			
147	福井県立福井農林高等学校	9100832	福井市	新保町49-1	0776545187	0776545188	福井県教育委員会	学校教育振興課	0776200564	0776200667	19,011	42,144	○	○	○	○	○	×	○		F4	○	○			
148	福井県立道守高等学校	9188575	福井市	若杉町35-21	0776361184	0776361185	福井県教育委員会	学校教育振興課	0776200564	0776200667	9,327	28,484	○	×	○	○	○	×	×	○		F3	○	○		
149	福井県立福井商業高等学校	9100021	福井市	乾徳4-8-19	0776245180	0776245181	福井県教育委員会	学校教育振興課	0776200564	0776200667	15,221	38,929	○	○	○	○	×	×	×	○		F4	○	○		
150	福井県立足羽高等学校	9188155	福井市	杉谷町44	0776382225	0776382290	福井県教育委員会	学校教育振興課	0776200564	0776200667	11,529	61,343	○	○	○	○	×	×	×	○		F3	○	○		
151	福井県立科学技術高等学校	9100026	福井市	下江守町28	0776361856	0776361871	福井県教育委員会	学校教育振興課	0776200564	0776200667	21,719	57,261	○	×	×	○	×	×	×	○		F4	○	○		

整理番号	施設						管理する担当窓口			避難施設の面積		保有設備							構造		備考					
	名称	所在地			連絡先		管理者名	連絡先			屋内部分 面積(m ²)	屋外部分 面積(m ²)	トイレ	入浴・シャ ワー設備	給食設備	冷暖房設備	障害者用 トイレ	エレベーター	スロープ	RCCを含む 鉄筋コンク リート造(S)		その他	階数	避難場所としての指 定	災害対策基本法上の 可 否	大型車両のアクセ スの 可 否
		郵便番号	市区町村名	町丁目名・番(番地)・号	電話	FAX		名称	電話	FAX																
152	福井県立福井産業技術専門学校	9100829	福井市	林藤島町20-1-3	0776522120	0776522121	福井県知事	労働政策課	0776200387	0776200648	1,286	25,779	○	×	×	○	○	○	○	○		F4	○	○		
153	福井県中小企業産業大学校	9188135	福井市	下六条町16-15	0776413775	0776413729	福井県知事	経営支援課			3,692	11,053	○	○	○	○	○	×		○		F3	○			
154	福井県社会福祉センター	9108516	福井市	光陽2-3-22	0776240294	0776248941	福井県知事	地域福祉課	0776200326	0776200637	7,659	4,883	○	○	×	○	○	○	○	○		F4	○	○	スロープは1F~2Fのみ	
155	福井県民会館	9100005	福井市	大手3-11-17	0776238400	0776238404	財団法人福井県民会館	財産活用課	0776200251	0776200628	9,162		○	×	×	○	○	○	×	○		F7B2	○	×		
156	福井県職員会館	9100003	福井市	松本3-16-10	0776260111	0776260111	福井県知事	人材育成課	0776200243	0776200626	2,377	3,251	○	×	○	○	×	○	○	○		F4B1	○	○		
157	福井県立武道館	9100039	福井市	三ツ屋町8-1-1	0776269400	0776269401	福井県教育委員会	スポーツ保健課	0776200581	0776200699	13,987	20,312	○	○	×	○	○	○	○	○		F3B1	○	○		
158	福井県自治研修所	9188226	福井市	大畑町97-21-3	0776537522	0776537529	福井県知事	人材育成課	0776200235	0776200626	6,311	20,856	○	○	×	○	○	×		○		F4	○	○		
159	福井県教育研究所	9188045	福井市	福新町2505	0776364850	0776364851	福井県教育委員会	学校教育振興課	0776200564	0776200667	2,282	12,939	○	×	×	○	×	×	×	○		F3	○	○		

5 国民保護関係機関名一覧

機 関 名	所 在 地	電話番号
【指定地方行政機関】		
近畿地方整備局 福井河川国道事務所	福井市花堂南 2 丁目 14-7	35-2661
海上保安庁 福井海上保安署	坂井市三国町山岸 50 - 2 - 2	82-4999
気象庁 福井地方气象台	福井市豊島 2 丁目 5-2	24-0069
北陸財務局 福井財務事務所	福井市宝永 2 丁目 4-10	25-8230
中部管区警察局 (福井県情報通信部)	福井市大手 3 丁目 17-1	22-2880
北陸農政局 福井農政事務所	福井市つくも 2 丁目 11-21	36-1790
近畿中国森林管理局 福井森林管理署	福井市大手 2 丁目 11-15	23-0200
中部運輸局 福井運輸支局	福井市西谷 1 丁目 1402	34-1600
福井中央郵便局	福井市大手 3 丁目 1 -28	24-0042
福井労働基準監督署	福井市開発 1 丁目 121-5	54-7722
【自衛隊】		
陸上自衛隊第 14 普通科連隊	金沢市野田町 1-8	076-241-2171
自衛隊福井地方協力本部	福井市文京 1 丁目 17-24	23-1910
【福井県】		
危機対策・防災課	福井市大手 3 丁目 17-1	20-0308
福井土木事務所	福井市城東 4 丁目 28-1	24-5111
福井健康福祉センター	福井市西木田 2 丁目 8-8	36-1116
福井警察署	福井市御幸 4 丁目 9-1	21-0110
福井南警察署	福井市江守中町 6-18-2	34-0110
福井県税事務所	福井市松本 3 丁目 16-10	21-0010
福井農林総合事務所	福井市松本 3 丁目 16-10	21-0010
【指定公共機関及び指定地方公共機関】		
日本赤十字社福井県支部	福井市月見 2 丁目 4-1	36-3640
中日本高速道路(株)金沢支社 福井保全・サービスセンター	福井市稲津町 16-7	41-3420
西日本電信電話(株)福井支店	福井市日之出 2-12-5	20-9711
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸 福井支店	福井市豊島 2-6-11 ドコモ北陸 福井ビル 3F	28-3566
西日本旅客鉄道(株)金沢支社福井駅	福井市中央 1-1-1	20-0609
北陸電力(株)福井支店	福井市日之出 1 丁目 4-1	25-8710
福井鉄道(株)	越前市北府 2-5-20	0778-21-0700
(社)福井県トラック協会	福井市別所町 17-18-1	34-1713
(社)福井県バス協会	福井市西谷 1 丁目 1401	34-1730

資料編5_関係機関一覧

機 関 名	所 在 地	電話番号
えちぜん鉄道(株)	福井市志比口 3 丁目 1-8	52-7788
(社)福井県エルピーガス協会	福井市江守町 26-35-4	34-3930
日本銀行 福井事務所	福井市順化 1 丁目 1-1	22-4495
日本放送協会 福井放送局	福井市宝永 3 丁目 3-5	28-8870
福井放送(株)	福井市大和田町 37-1-1	57-7801
福井テレビジョン放送(株)	福井市問屋町 3 丁目 410	21-2233
福井エフエム放送(株)	福井市御幸 1 丁目 1-1	21-2100
【公共団体その他防災上重要な施設の管理者】		
(株)福井新聞社	福井市大和田町 56	57-5111
日刊県民福井	福井市大手 3 丁目 1-8	28-8611
朝日新聞社 福井支局	福井市大手 3 丁目 11-6	22-0910
共同通信社 福井支局	福井市春山 1 丁目 1-14	27-5131
産経新聞社 福井支局	福井市宝永 3 丁目 9-10	23-1221
時事通信社 福井支局	福井市春山 1 丁目 1-14	22-4710
中日新聞社 福井支社	福井市大手 3 丁目 1-8	22-0950
日本経済新聞社 福井支局	福井市宝永 4 丁目 3-5	22-3490
日刊工業新聞社 福井支局	福井市西木田 2 丁目 8-1	33-8265
毎日新聞社 福井支局	福井市豊島 1 丁目 5-26	24-0074
読売新聞社 福井支局	福井市大手 3 丁目 14-9	22-5220
(社)福井市社会福祉協議会	福井市春山 2 丁目 7-15 福井市民福祉会館	26-1853
ふくい災害ボランティアネット	越前市国高 1-2-1 宇野ビル 2F	0778-21-3966
福井市 P T A 連合会	福井市松本 4 丁目 7-22 福井市青年の家	26-4058
福井市医師会	福井市大願寺 3 丁目 4-10	23-0587
福井第一医師会	福井市東郷二ヶ町 29-25 (前川医院)	41-0113
福井県歯科医師会 福井支部	福井市大願寺 3 丁目 4-1	21-5511
福井市薬剤師会	福井市松本 3 丁目 5-7 (広部薬局)	22-4607
福井県獣医師会 福井支部	福井市大手 2 丁目 9-10	28-1244
福井ケーブルテレビ(株)	福井市豊島 1 丁目 3-1 三谷ビル	20-3377
福井街角放送(株)	福井市中央 1-5-1 u-can301	20-1111
福井市農業協同組合	福井市湊 4 丁目 606	33-8150
福井市南部農業協同組合	福井市大土呂町 20-5	38-2750
越前美山農業協同組合	福井市美山町 5-34	90-3111
越前丹生農業協同組合	丹生郡越前町東内郡 1-127	0778-34-7788
福井市森林組合	福井市文京 6 丁目 11-13	23-4008
美山町森林組合	福井市美山町 6-25-1	90-3331

機 関 名	所 在 地	電話番号
福井市漁業協同組合	福井市和布町無番地	86-1211
越廼漁業協同組合	福井市茱崎町 13-105-1	89-2316
福井商工会議所	福井市西木田 2 丁目 8-1	33-8250
福井県銀行協会	福井市大手 2 丁目 7-15	22-4669
福井県信用金庫協会	福井市大手 3 丁目 8-6	21-2515
福井県信用組合協会	福井市大手 2 丁目 9-10	24-9411
福井県私立学校連合会	福井市松本 3 丁目 16-10	27-3080
京福バス(株)	日之出 5-3-30	57-7701

6 福井市役所緊急自動車・緊急通行車両等一覧表

[福井市役所緊急自動車等一覧表]

	車 番				車 種	車 名	使 用 者	
	陸運	種別	カナ	番号				
1	福井	800	さ	3161	普通特種	三菱 パジェロ	総務部	危機管理室
2	福井	800	さ	4102	普通特種	日産 Xトレイル	総務部	危機管理室
3	福井	300	て	954	普通乗用	トヨタ クルーガー	財政部	管財課
4	福井	300	て	955	普通乗用	トヨタ クルーガー	財政部	管財課
5	福井	800	さ	3162	小型特種	三菱 パジェロイオ	建設部	道路課
6	福井	800	さ	4085	普通特種	いすゞ 排水ポンプ車	下水道部	施設維持課
7	福井	800	さ	2858	普通特種	三菱 キャンター	財政部	管財課

[福井市役所緊急通行車両等一覧表]

	車 番				車 種	車 名	使 用 者	
	陸運	種別	カナ	番号				
1	福井	300	す	210	普通乗用	トヨタ クラウン	総務部	秘書課
2	福井	22	そ	754	普通乗合	日産 (中型)	財政部	管財課
3	福井	22	そ	777	普通乗合	日野 (大型)	財政部	管財課
4	福井	22	な	4751	普通乗合	日産 キャラバン (15人)	財政部	管財課
5	福井	33	ふ	661	普通乗用	日産 ホーミー	財政部	管財課
6	福井	33	ほ	5561	普通乗用	トヨタ クラウン	財政部	管財課
7	福井	40	ほ	6403	軽 貨物	スバル ディアス	財政部	管財課
8	福井	40	む	2814	軽 貨物	スズキ アルト	財政部	管財課
9	福井	200	さ	191	普通乗合	日野 リエッセ	財政部	管財課
10	福井	300	つ	720	普通乗用	トヨタ エスティマ	財政部	管財課
11	福井	400	す	3493	小型貨物	日産 エキスパート	財政部	管財課
12	福井	57	ろ	5360	小型乗用	スバル レガシー	財政部	管財課
13	福井	50	こ	4771	軽 乗用	スバル ヴィヴィオ	財政部	管財課
14	福井	50	ひ	5735	軽 乗用	スズキ ワゴン R	財政部	管財課
15	福井	57	ら	8906	小型乗用	日産 グロリア	財政部	管財課
16	福井	57	ら	8873	普通乗用	日産 グロリア	財政部	管財課
17	福井	57	に	1880	小型貨物	トヨタ カリーナ	財政部	管財課
18	福井	33	ま	8657	普通乗用	トヨタ ハイエース	財政部	管財課
19	福井	33	ま	9293	普通乗用	ホンダ CR-V	財政部	管財課
20	福井	44	ま	3792	小型貨物	トヨタ ダイナ	財政部	管財課
21	福井	22	そ	785	普通乗合	いすゞ デラックス (中型)	財政部	管財課
22	福井	500	せ	4714	小型乗用	ホンダ ステップワゴン	市民生活部	交通安全課
23	福井	300	さ	1400	普通乗用	三菱 パジェロ	建設部	道路課
24	福井	300	す	1929	普通乗用	トヨタ ランドクルーザー	建設部	道路課
25	福井	33	ほ	98	普通乗用	いすゞ ビックホーン	建設部	道路課
26	福井	00	の	2934	大型特殊	コマツ ショベルローダー	建設部	道路課

資料編6_緊急自動車等一覧

[福井市企業局緊急自動車等一覧表]

	車 番				車 種	車 名	使 用 者	
	陸運	種別	カナ	番号				
1	福井	800	さ	1028	普通特種	日産 キャラバン	企業局	ガス工務課
2	福井	880	あ	13	小型特種	ダイハツ ハイゼットカーゴ	企業局	ガス工務課
3	福井	880	あ	63	小型特種	ダイハツ ハイゼットカーゴ	企業局	ガス工務課
4	福井	88	に	4762	小型特種	日産 ADバン	企業局	ガス工務課
5	福井	800	さ	4609	普通特種	トヨタ クルーガーL	企業局	ガス工務課
6	福井	880	あ	109	小型特種	ダイハツ ハイゼットカーゴ	企業局	ガス工務課
7	福井	88	な	6937	普通特種	給水タンク車	企業局	給水課

[福井市企業局緊急通行車両等一覧表]

	車 番				車 種	車 名	使 用 者	
	陸運	種別	カナ	番号				
1	福井	44	や	9205	普通貨物	日産 サニーバン	企業局	営業開発課
2	福井	480	あ	7778	軽 貨物	ダイハツ ハイゼットカーゴ	企業局	営業開発課
3	福井	400	す	8517	普通貨物	トヨタ サクシードV	企業局	営業開発課
4	福井	50	に	5464	軽 乗用	三菱 EKワゴン	企業局	営業開発課
5	福井	480	あ	930	軽 貨物	スズキ アルトバン	企業局	営業開発課
6	福井	57	め	5912	普通乗用	トヨタ カリーナ	企業局	営業開発課
7	福井	44	も	4771	普通貨物	日産 バネットバン	企業局	営業開発課
8	福井	480	あ	6830	軽 貨物	スズキ アルトバン	企業局	料金課
9	福井	50	に	5463	軽 乗用	三菱 EKワゴン	企業局	料金課
10	福井	58	そ	2948	普通乗用	ダイハツ シャレード	企業局	料金課
11	福井	480	あ	6135	軽 貨物	ダイハツ ハイゼットカーゴ	企業局	ガス工務課
12	福井	400	さ	3530	小型貨物	日産 ADバン	企業局	給水課
13	福井	400	す	4965	小型貨物	日産 ADバン	企業局	給水課
14	福井	400	す	8492	小型貨物	日産 ADバン	企業局	給水課
15	福井	50	て	1037	軽 乗用	スズキ ワゴンR	企業局	給水課
16	福井	400	さ	4092	小型貨物	日産 ADバン	企業局	給水課
17	福井	400	す	4966	小型貨物	日産 ADバン	企業局	給水課
18	福井	400	さ	7184	小型貨物	日産 ADバン	企業局	給水課
19	福井	400	す	8491	小型貨物	日産 ADバン	企業局	給水課
20	福井	400	さ	3529	小型貨物	日産 ADバン	企業局	給水課
21	福井	400	さ	696	小型貨物	三菱 リベロカーゴ	企業局	給水課
22	福井	44	や	5007	小型貨物	三菱 リベロカーゴ	企業局	給水課
23	福井	44	や	8988	小型貨物	三菱 リベロカーゴ	企業局	給水課
24	福井	400	す	4240	普通貨物	いすゞ (トラック)	企業局	給水課
25	福井	800	さ	4597	普通特種	給水タンク車	企業局	給水課
26	福井	44	や	71	小型貨物	三菱 リベロカーゴ	企業局	給水課
27	福井	44	や	74	小型貨物	三菱 リベロカーゴ	企業局	給水課
28	福井	44	や	76	小型貨物	三菱 リベロカーゴ	企業局	給水課
29	福井	44	や	72	小型貨物	三菱 リベロカーゴ	企業局	浄水課
30	福井	400	せ	2347	小型貨物	トヨタ プロボックス	企業局	給水課

[福井市企業局緊急通行車両等一覧表]

	車 番				車 種	車 名	使 用 者	
	陸運	種別	カナ	番号				
31	福井	400	せ	2346	小型貨物	トヨタ プロボックス	企業局	給水課
32	福井	400	す	8518	普通貨物	トヨタ サクシードV	企業局	浄水課
33	福井	400	す	9905	小型貨物	トヨタ プロボックス	企業局	浄水課
34	福井	480	あ	931	小型貨物	スズキ アルトバン	企業局	浄水課
35	福井	400	さ	3688	小型貨物	日産 ADバン	企業局	浄水課
36	福井	400	さ	7185	小型貨物	日産 ADバン	企業局	浄水課
37	福井	400	さ	3870	小型貨物	トヨタ ダイナトラック	企業局	浄水課

7 災害時ヘリポート適地一覧表

平成 16 年 5 月 1 日現在

施設名	所在地	管理者	連絡先	ヘリポートの 広さ(m×m)
和田公園	御幸4丁目4	福井市	20 - 5460	100×90
防災ステーション	土橋町3 - 80 - 1	福井市	20 - 5161	83×56
足羽川木田橋 上流右岸河川敷	勝見1丁目地係	福井市	20 - 5492 20 - 5394	70×80
福井運動公園補助球場	福町	福井運動公園 事務所長	36 - 1542	110×90
九頭竜川右岸 緑地河川敷	上野本町地係	福井市	20 - 5111	50×250
鷹巣海水浴駐車場	免鳥町地係	鷹巣観光協会会長	87 - 2704	70×25
福井赤十字病院	月見2 - 4 - 1	福井赤十字病院 院長	36 - 3630	23×17
下宇坂小学校グラウンド	市波55 - 5	福井市	96 - 4054	130×80
越廼農林広場	茅崎	福井市	89 - 2111	90×90
きららパーク	風巻20 - 17	福井市	98 - 2001	156×138

8 避難地区ごとの人口と世帯数

(平成19年1月1日現在)

地区名	計	人 口		世帯数
		男	女	
合計	271,640	131,208	140,432	93,785
順化	3,769	1,724	2,045	1,449
宝永	5,778	2,718	3,060	2,078
湊	9,352	4,612	4,740	3,829
豊	11,114	5,322	5,792	3,904
木田	12,826	6,225	6,601	4,356
清明	7,185	3,538	3,647	2,457
足羽	7,249	3,393	3,856	2,867
春山	7,239	3,501	3,738	2,837
松本	12,553	6,018	6,535	5,053
日之出	8,140	3,922	4,218	3,252
旭	6,024	2,920	3,104	2,238
和田	10,600	5,217	5,383	3,740
東安居	7,331	3,616	3,715	2,665
円山	7,748	3,827	3,921	2,580
啓蒙	7,729	3,765	3,964	2,766
西藤島	5,079	2,512	2,567	1,560
社南	12,303	6,026	6,277	4,013
社北	7,755	3,802	3,953	2,778
安居	3,574	1,752	1,822	1,063
中藤島	10,396	5,094	5,302	3,551
大安寺	1,471	701	770	460
河合	4,294	2,049	2,245	1,193
麻生津	9,105	4,445	4,660	2,719
国見	1,383	638	745	447
岡保	2,719	1,299	1,420	795
東藤島	4,303	2,054	2,249	1,265
殿下	585	271	314	214
鶉	3,456	1,657	1,799	922
棗	1,804	903	901	482
鷹巢	2,352	1,135	1,217	674
本郷	1,102	536	566	308
宮ノ下	929	432	497	277
森田	11,186	5,378	5,808	3,591
酒生	3,710	1,817	1,893	1,088
一乗	939	440	499	273
上文殊	2,171	1,057	1,114	600
文殊	2,506	1,213	1,293	631
六条	2,221	1,057	1,164	646
東郷	4,123	2,022	2,101	1,096
明新	14,333	6,876	7,457	5,046
日新	5,696	2,806	2,890	2,238
社西	5,925	2,820	3,105	2,114
美山	5,017	2,403	2,614	1,461
越廻	1,684	802	882	563
清水西	3,010	1,461	1,549	860
清水東	1,957	955	1,002	492
清水北	2,922	1,443	1,479	917
清水南	2,667	1,279	1,388	871
小計	267,314	129,453	137,861	91,279
外国人	4,326	1,755	2,571	2,506

9 安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令

消防国第22号

平成17年4月1日

各都道府県国民保護主管部長
各指定都市国民保護主管局長 } 殿

消防庁国民保護室長

「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令」の施行並びに安否情報の収集及び提供に係る留意事項等について（通知）

「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令」（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）は、平成17年4月1日に施行されましたので別紙1のとおり送付します。

また、安否情報の収集及び提供に関する基本的な留意事項については、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行について」（平成16年9月17日消防国第1号消防庁長官通知）によりお知らせしたところですが、安否情報省令の施行を踏まえ、安否情報の収集及び提供に係る留意事項の詳細について別添のとおり、通知します。

おって、貴都道府県内の市町村及び消防機関等に対しても周知されるようお願いいたします。

(別添)

第一 安否情報の収集及び提供に関する基本的事項

1 他の国民の保護のための措置との関係について

安否情報の収集及び提供は、武力攻撃事態等という極限状況の中で行う措置であることから一定の限界があり、武力攻撃事態等や武力攻撃災害等の状況を踏まえ、他の国民の保護のための措置の実施状況を勘案し、その緊急性や必要性を踏まえて行えば足りるものであることに留意すること。

2 個人情報の保護等への配慮について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）の規定及び国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定。以下「基本指針」という。）を踏まえ、安否情報の収集及び提供に当たっては、個人情報の保護及び報道の自由について特に配慮願いたいこと。

第二 安否情報の収集に関する事項

1 市町村長の行う安否情報の収集

(1) 市町村長は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により安否情報の収集を行うものとする。

(2) 市町村長は、(1)に加えて、消防機関からの情報収集を行うほか、あらかじめ把握している運送機関、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

2 都道府県知事の行う安否情報の収集

(1) 都道府県知事は、市町村長の行う安否情報の収集を支援するという立場から、当該都道府県の区域内の市町村における安否情報の収集方法、収集先などの安否情報収集体制を平素から把握することにより、都道府県と市町村の安否情報収集における役割分担を定めるものとする。また、必要に応じ市町村における体制整備のための助言を行うよう努め、体制が不十分な市町村に対しては必要な支援を行うよう努めるものとする。

(2) 都道府県知事は、必要に応じて自ら安否情報を収集するほか、都道府県警察への安否情報の照会を行い、また、運送機関、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

第三 安否情報の報告に関する事項

1 市町村長から都道府県知事に対する安否情報の報告

(1) 市町村長から都道府県知事に対する安否情報の報告は、安否情報省令に規定する様式第1号の安否情報報告書に必要な事項を記載した書面の送付により行うものとし、下記の事項に留意するとともに、別紙2の記入例を参考にすること。

- ① 安否情報の報告は、収集した安否情報の整理を円滑に行う観点から、できる限り電子データを電子メールで送信することにより行うものとする。
- ② ただし、武力攻撃災害等により電気通信設備の機能に支障をきたした場合等電子メールの送信によることができない場合や、事態が急迫し職員によるデータ入力を行う時間的余裕がない場合等には、ファクシミリ装置を用いた送信、口頭、電話その他の方法により安否情報の報告を行うことができるものとする。

(2) 安否情報の報告時期

- ① 安否情報の報告は、断片的な安否情報を収集するたび逐次報告を行う必要はなく、武力攻撃事態等の推移や避難住民等の誘導、避難住民等の救援その他の国民の保護のための措置の実施状況を勘案し、市町村長の判断により都道府県知事に報告するほか、都道府県知事から報告時期の指定があった場合は、当該時期に従って報告するものとする。
- ② 都道府県知事は、消防庁からの助言等に基づき、又は独自の判断で、市町村長に対し安否情報を報告すべき時期を適宜指定するものとする。
- ③ 都道府県知事は、特に必要があると認める場合には、市町村長に対し、死亡した者及び重傷者等についての安否情報を優先的に報告するよう求めることができるものとする。

2 都道府県知事から総務大臣（消防庁）への安否情報の報告

(1) 都道府県知事から総務大臣（消防庁）への安否情報の報告は、市町村長から都道府県知事に対する安否情報の報告に準じて行うものとする。なお、安否情報の報告先については、武力攻撃事態等において消防庁対策本部が設置された後に、速やかに消防庁対策本部から都道府県知事に対し連絡され、また、安否情報の報告時期については、適宜消防庁対策本部から都道府県知事に連絡されることに留意すること。

(2) 都道府県は、市町村長からの報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、名寄せ等を行いきる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努めるとともに、重複が排除できない情報や真偽が定かではない情報については、安否情報報告書の備考欄に記述するなど、その旨を明らかにして報告するものとする。

第四 安否情報の照会に関する事項

1 安否情報の照会

(1) 安否情報の照会をしようとする者は、原則として、安否情報省令に規定する様式第2号の安否情報照会書に必要な事項を記載した書面を提出することにより行うものとされている。そのため、武力攻撃事態等において、地方公共団体の長は、下記の事項に留意し、別紙3の記入例を参考として、適切な安否情報の照会が行われるよう住民に対し周知等を行うものとする。

- ① 安否情報の照会は、原則として、照会窓口にて安否情報照会書を提出することにより行うものとする。
- ② ただし、安否情報について照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合や窓口にて人が殺到すること等による危険を回避するため必要がある場合等には、電子メールの送信、ファクシミリ装置を用いた送信、口頭、電話その他の方法により照会を行うことができるものとする。

(2) 安否情報の照会に当たっては、照会をする理由、照会に係る者を特定するために必要な事項等を明らかにさせるとともに、必要に応じて本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等）の提示を求めるものとする。

また、(1) ②の窓口における書面の提出による照会以外の場合であっても、同様に、必要な事項を明らかにさせること。

第五 安否情報の回答に関する事項

1 安否情報の回答

(1) 安否情報の回答方法安否情報の回答は、原則として、安否情報省令に規定する様式第3号の安否情報回答書に必要な事項を記載した書面の交付により行うものとし、下記の事項に留意するとともに、別紙4の記入例を参考にすること。

- ① 安否情報の回答は、原則として、窓口において書面を交付することにより行うものとする。
- ② ただし、安否情報の照会方法に応じて電子メールの送信、ファクシミリ装置を用いた送信、口頭、電話その他の方法による回答も可能とする。
- ③ 安否情報を回答した場合は、照会を行った者の氏名等及び回答した安否情報の内容等について、できる限りその回答状況を記録しておくものとする。

(2) 避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かについて回答する場合には、下記の事項に留意すること。

- ① 安否情報の回答は、安否情報の照会が「不当な目的」によるものと認めるとき又は安否情報の照会に対する回答により知り得た事項が「不当な目的に使用」されるおそれがあると認めるときを除き、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かを回答するものとする。

- ② この場合において、「不当な目的」とは、他人の安否情報を知ることが社会通念上相当と認められる必要性ないし合理性がないにもかかわらず、その安否情報を探索したり、暴露したりなどしようとするをいい、例えば、債権を取り立てるため債務者の所在を聞き出すための目的で行われる場合などを指す。
- ③ 「不当な目的に使用」とは、例えば、住民の住所、氏名等を転記して名簿を作成し、これを不特定多数の者に頒布、販売するような行為などを指す。
- ④ 「不当な目的」又は「不当な目的に使用」を判断するに当たっては、本人の確認、照会をする理由の真実性の確認等により判断するものとする。本人の確認については、安否情報の照会時に運転免許証等本人であることを証明する書類により行うものとし、照会をする理由の真実性の確認については、原則として安否情報照会書の記載内容によって確認すれば足りるが、その真実性につき疑義を生ぜしめる特段の事情があるときは、安否情報を照会しようとする者に対し口頭で質問し、関係文書の提示を求める等適宜の方法により行うものとする。
- ⑤ 安否情報の照会が、窓口における書面の提出以外の電子メールの送信、ファクシミリ装置を用いた送信、口頭、電話その他の方法により行われた場合は、照会をしようとする者の本人確認や「不当な目的」等の確認について特に注意するものとする。
- (3) 居所、負傷又は疾病の状況等個人情報の保護に特に配慮を要する安否情報について回答する場合には、下記の事項に留意すること。
- ① 避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かに加え、さらに詳細な個人の情報については、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときに回答を行うことができる。
- ② 照会に係る者の同意については、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集時に、同意を得るものとする。この場合における同意の方法については、原則として、包括的に安否情報を開示するか否かについての同意を得るものとし、開示する安否情報の種類を限定したり、開示する対象を限定するなどの同意については、やむを得ない場合に限り行うものとする。なお、安否情報の開示について同意を得たことを証明するため、安否情報の収集時にできる限り本人の自筆の署名、押印等を求めるものとする。
- ③ 「公益上特に必要があると認めるとき」については、一概にその基準を提示することは困難であるが、個人の情報を保護することによる利益と安否情報を公にすることの公益上の必要性との比較衡量を行い、公益上の必要性のほうがより高いと判断されるときを指す。この場合において、公益上の必要性の判断には、開示する情報の範囲の判断も含まれるものであり、例えば、「公益上特に必要があると認めるとき」として報道機関に安否情報を開示する場合においても、「居所」については、具体的な地番までは示さず、「〇〇市内の避難所」「病院」等にとどめ、「負傷又は疾病の状況」については、「重傷」「全治〇週間」等にとどめるなどの個人情報の保護に配慮すること。

第六 その他の留意事項等に関する事項

1 その他の留意事項について

安否情報の収集及び提供に関しては、基本指針において、「国〔総務省、消防庁〕は、安否情報の収集及び提供の在り方について、効率的なシステムの検討を行い、円滑な安否情報の収集及び提供が行われるよう努めるものとする。」とされている。

これを受けて消防庁では、平成17年度以降、安否情報の収集及び提供の在り方を検討するとともに、安否情報の収集及び提供のシステムに必要な基本的機能を整理した上で、当該システムの具体的な開発に取り組む予定である。

そのため、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び提供については、当該システムの運用体制が整備されるまでの当面の間は、第二から第五に掲げるところに従い、既存の手段・方法を用いて行うものとする。

2 安否情報省令の見直しについて

安否情報省令は、地方公共団体及び総務省（消防庁）が現在保有する手段における当面の間の手続等を定めているものであり、今後の国における検討の進展に伴い、必要に応じその見直しを行う予定であること。

【別紙1】

○総務省令第四十四号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第二十五条第二項及び第二十六条第四項（これらの規定を同令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

総務大臣麻生太郎

武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令

（安否情報の報告方法）

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第二十五条第二項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第九十四条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第一号により記載した書面（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の照会方法）

第二条 法第九十五条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第二十六条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第二号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の回答方法）

第三条 法第九十五条第一項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第三号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

資料編9_安否情報に関する省令

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表電気通信事業紛争処理委員会令(平成十三年政令第三百六十二号)の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号)	第二十五条第二項
---	----------

別表独立行政法人情報通信研究機構の業務(通信・放送開発金融関連業務を除く。)に係る財務及び会計に関する省令(平成十六年総務省令第六十九号)の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成十七年総務省令第四十四号)	第二条及び第三条
--	----------

様式第1号 (第1条関係)

安否情報報告書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名： _____ 担当者名： _____

避難住民に該当するか否かの別	武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別	同意の有無	氏名	フリガナ	出生の年月日	男女の別	住所	国籍	その他個人を識別するための情報	居所	負傷又は疾病の状況	連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報	備考

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 - 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 「同意の有無」欄には、安否情報の提供に係る同意について「有」又は「無」と記入すること。この場合において、当該同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。
 - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 「国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 - 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。

様式第2号（第2条関係）

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		年 月 日
申 請 者 住 所 _____ 氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由		
備 考		
照会に係る者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	
	その他個人を識別するための情報	
※ 申 請 者 の 確 認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号により記入すること。
- 4 ※印の欄には記入しないこと。

様式第3号（第3条関係）

安否情報回答書

殿		年 月 日	
		総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)	
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。			
避難住民に該当するか否かの別			
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別			
	住 所		
照会に係る者	氏 名		
	フリガナ		
出生の年月日		男 女 の 別	
国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)		その他個人を識別するための情報	
居 所		負傷又は疾病の状況	
連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。

【別紙2】
様式第1号（第1条関係）（記入例）

安否情報報告書

報告日時：17年 4月 1日 12時00分

市町村名：××市 担当者名：×× 太郎

避難住民に該当するか否かの別	武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別	同意の有無	氏名	フリガナ	出生の年月日	男女の別	住所	国籍	その他個人を識別するための情報	居所	負傷又は疾病の状況	連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報	備考
該当	負傷	有	○山 ×雄	マルヤマ ハツオ	S33.2.2	男	○○県××市△△町 1-1-1			○○県立病院 (×市△町 5-5)	軽傷		
該当	非該当	有	消防 太郎	ショウボウ タロウ	S17.5.4	男	○○県××市◇◇町 2-2-2			◇◇小学校 (×市△町 1-2)		息子 消防次郎氏 (△△市○△町 2-2-2)	
該当	死亡	有	消防 花子	ショウボウ ハナコ	S20.11.5	女	○○県××市◇◇町 2-2-2			○○県立病院 (×市△町 5-5)	死亡 落下物による 頭部打撲		避難の際に はぐれた様子
該当	非該当	無	不明	不明	不明	男	不明	不明	赤い帽子を被った 2,3 歳児 身長 100cm 程度	◇◇小学校 (×市△町 1-2)			
該当	非該当	有	◇田 国○	シカクダ' クニマル	S44.9.12	男	○○県××市◇◇町 6-1-1			◇◇小学校 (×市△町 1-2)			
該当	非該当	有	◇田 ○子	シカクダ' マルコ	S46.1.19	女	○○県××市◇◇町 6-1-1			◇◇小学校 (×市△町 1-2)			
該当	非該当	有	◇田 国△	シカクダ' クニサン	H11.8.18	男	○○県××市◇◇町 6-1-1			◇◇小学校 (×市△町 1-2)			
該当	負傷	有	家○ 進一	イエマル シンイチ	S32.10.16	男	△△県○○町××2-1-2			○○県赤十字病院 (×市△町 3-4)	重傷 家屋倒壊の 下敷きとなり 骨折数カ所	かかりつけ病院 △△県立病院	旅行者
該当	非該当	有	山下 M夫	ヤマシタ エムオ	S21.2.4	男	○○県××市◇◇町 4-5-6			◇◇小学校 (×市△町 1-2)			
該当	非該当	有	山下 N子	ヤマシタ エヌコ	S24.12.28	女	○○県××市◇◇町 4-5-6			◇◇小学校 (×市△町 1-2)			
該当	非該当	有	山下 O次	ヤマシタ オオジ	S51.3.3	男	○○県××市◇◇町 4-5-7			◇◇小学校 (×市△町 1-2)			
該当	負傷	有	山下 P子	ヤマシタ ヒーコ	S46.7.7	女	○○県××市◇◇町 4-5-7			◇◇小学校 (×市△町 1-2)	軽傷 3.31 23:00 ガラス片に トス割傷		
該当	負傷	有	ケビン・ガ***	Kevin Ga***	S51.3.11	男	***Ave,McLean, Virginia 221	米国		○○県立病院 (×市△町 5-5)	重傷 4.1 爆発に 巻き込まれ 全身火傷	身元引受人 大山○夫氏 (電話番号 0**-***-1234)	負傷又は疾病の 状況の提供拒否
該当	非該当	無	楊 ****	Yao ****	S56.6.18	男	○○県××市◇◇町 3-4-5	中国		◇◇小学校 (×市△町 1-2)		身元引受人 小山×雄氏 (電話番号 0**-***-1234)	

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 「同意の有無」欄には、安否情報の提供に係る同意について「有」又は「無」と記入すること。この場合において、当該同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。
- 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 「国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。

【別紙3】

様式第2号（第2条関係）（記入例）

安 否 情 報 照 会 書

17年 4月 1日		
総務大臣 殿		
申 請 者		
住 所 〇〇県□□市△△町1-1		
氏 名 〇山 ×子		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由	父親の負傷又は疾病の状況を確認し、今どこにいるかを知りたいが、電話での連絡が取れないため	
備 考	連絡先 0** - 253 - ****	
照会に係る者を特定するために必要な事項	氏 名	〇山 ×雄
	フリガナ	マルヤマ バツオ
	出生の年月日	S33.2.2
	男女の別	男
	住 所	〇〇県□□市△△町2-2-2
	国籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認	運転免許証により確認	
※ 備 考	窓口における書面の提出	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号により記入すること。
- 4 ※印の欄には記入しないこと。

【別紙4】

様式第3号（第3条関係）

安 否 情 報 回 答 書

○山 ×子 殿		17年 4月 1日	
		総務大臣	
17年 4月 1日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。			
避難住民に該当するか否かの別	該 当		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別	負 傷		
	住 所	〇〇県〇〇市△△町1-1-1	
照会に係る者	氏 名	〇山 ×雄	
	フリガナ	マルヤマ バツオ	
出生の年月日	S 3 3 . 2 . 2	男 女 の 別	男
国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)		その他個人を識別するための情報	
居 所	〇〇県立病院 (〇〇県××市△△5-5-5)	負傷又は疾病の状況	軽傷 (落下物による頭部打撲)
連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。

＜記入要領＞

(様式第1号)

- 1 避難住民とは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第54条第1項の規定による避難の指示を受けた住民をいい、当該指示に係る地域に滞在する者も含むことから、当該要避難地域に住所を有する者及び滞在する者は全て避難住民に該当するものとして取り扱うこと。
- 2 外国人であって、氏名をローマ字で記載できる場合には、氏名欄にカタカナで、フリガナ欄にローマ字で記載する。
また、住所が日本国以外の場合であって、住所をローマ字で記載できる場合には、住所欄にローマ字で記載する。
- 3 国籍欄には、外務省発行の「国名表」を参考に国籍を簡潔に記載する。
「国名表」に未掲載の国にあつては、「その他」と記載する。
- 4 その他個人を識別するための情報欄には、氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍のいずれかが不明な場合に、当該情報に代えて個人を識別することができるような身体的特徴等を記載する。
- 5 居所欄には、避難施設の名称及び住所など、避難住民等の現在の所在をできるだけ具体的に記載する。
- 6 負傷又は疾病の状況欄には、負傷の程度を「死亡」、「重傷」、「軽傷」と区分して記載する。負傷の程度が不明の場合は「不明」と記載するものとし、負傷していない場合は空欄とする。
この場合、「死亡」とは、当該武力攻撃災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
「重傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
「軽傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
- 7 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報欄には、親戚や身元引受人の所在・連絡先やかかりつけの病院など、避難施設以外で、避難住民本人と連絡を取り得る連絡先等を記載する。

資料編9_安否情報に関する省令

- 8 備考欄には、安否情報の公開への同意に関する特段の条件等、特に必要と認める事項を記載する。
- 9 氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍、居所の各欄において不明事項がある場合は、「不明」と記載するものとし、その他の欄において特記事項がない場合は空欄とする。

(様式第2号)

- 1 照会をする理由欄には、具体的な理由の記載を求めるものとし、「安否確認のため」、「取材・報道のため」といった抽象的な記載だけでは具体性があるとはいえず、安否情報のどの部分をどのような目的に利用するかが明らかになる程度の記載があることを要する。
- 2 申請者の確認欄は、回答を行う地方公共団体の長又は総務大臣（消防庁）が記載する欄であり、照会をしようとする者に対して行った本人確認方法を記載する。特段の本人確認を行っていない場合には、空欄とする。
- 3 備考欄は、回答を行う地方公共団体の長又は総務大臣（消防庁）が記載する欄であり、「窓口における書面の提出」、「電子メール」、「電話」といった照会方法等を記載する。

10 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン

閣副安危第321号

平成17年8月2日

各都道府県国民保護主管部長様

内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付

内閣参事官（事態法制企画担当）

「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」について

国民の保護に関する基本指針の「標章等の交付等に関する基準、手続等」を定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」を別添のとおり定めたので通知します。

なお、国民の保護に関する基本指針において、地方公共団体の長等の標章等の許可権者は、必要に応じ、具体的な交付等に関して、必要な要綱を作成するものとする事から、各機関において、それぞれの国民の保護に関する計画と併せて、検討を行い、必要な要綱を定めるようお願いいたします。

また、平時においては、啓発及び国民の保護のための措置についての訓練の際に赤十字標章等及び特殊標章等を活用されるようお願いいたします。

おって、貴都道府県内の市町村及び消防機関等に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

【連絡先】

内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付
参事官補佐後藤、高山

電 話 03-3581-8926（直通）

FAX 03-3581-5671

国民の保護に関する基本指針（抄）

第4章 国民の保護のための措置に関する事項

第4節 国民の保護のための措置全般についての留意事項

6 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等

○国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁等〕は、国民保護法第157条第1項の特殊信号及び身分証明書、同条第2項の赤十字標章等並びに国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書（以下6において「標章等」という。）の交付等に関する基準、手続等をジュネーブ諸条約及び同第一追加議定書の規定を踏まえて定めるものとする。これに基づき、標章等の許可権者（赤十字標章関係については指定行政機関の長及び都道府県知事、特殊標章関係については国民保護法第158条第2項の指定行政機関長等をいう。）は、必要に応じ、具体的な交付等に関して、必要な要綱を作成するものとする。

赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン

平成17年8月2日

赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の

運用に関する関係省庁連絡会議申合せ

1 目的

このガイドラインは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第157条及び第158条に規定する事務を円滑に実施するため、武力攻撃事態等における赤十字標章等（国民保護法第157条第1項の特殊信号及び身分証明書並びに同条第2項の赤十字標章等をいう。以下同じ。）及び特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付又は使用の許可（以下「交付等」という。）に関する基準、手続等を定めることを目的とする。

2 赤十字標章等の交付等に関する基準、手続等

(1) 交付等の対象者

- ・許可権者（指定行政機関の長及び都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては、指定都市の長。2(1)(②(ウ)を除く)において同じ)をいう。以下2において同じ。)は、次に定める区分に従い、赤十字標章等の交付等を行うものとする。

① 指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (ア) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の長が所管する医療機関
- (イ) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む）である医療関係者（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第18条の医療関係者をいう。以下2において同じ）。
- (ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の当該指定行政機関の長が所管する医療機関である指定公共機関
- (エ) (ア)から(ウ)までに定める対象者の委託により医療に係る業務（捜索、収容、輸送等）を行う者

② 都道府県知事が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県知事から国民保護法第85条第1項の医療の実施の要請、同条第2項の医療の実施の指示等を受けて、当該都道府県知事の管理の下に避難住民等の救援を行う医療機関及び医療関係者
- (イ) 当該都道府県知事から国民保護法第80条第1項の救援に必要な援助についての協力の要請等を受けて、当該都道府県知事の管理の下で行われる避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関及び医療関係者

- (ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の当該都道府県知事が指定した医療機関である指定地方公共機関
- (エ) ①(ア)から(ウ)まで及び②(ア)から(ウ)までに定める対象者以外の当該都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、指定都市。（2）(ア)において同じ。）において医療を行う医療機関及び医療関係者。
- (オ) (ア)から(エ)までに定める対象者の委託により医療に係る業務（捜索、収容、輸送等）を行う者

(2) 交付等の手続、方法等

- ・ 赤十字標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。
 - (ア) 指定行政機関又は都道府県の職員並びにこれらの者が行う医療のために使用される場所及び車両船舶航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるための赤十字標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。
 - (イ) 対象者の委託により医療に係る業務（捜索、収容、輸送等）を行う者（以下(イ)において「受託者」という。）及び受託者が行う医療に係る業務を行う場所等を識別させるための赤十字標章等については、原則として当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。
 - (ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の対象者並びに当該対象者が行う医療のために使用される場所等を識別させるための赤十字標章等については、当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。
- ・ 許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに白地に赤十字の標章のみを交付することができる。
- ・ 許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される医療の内容等に応じて定めるものとする。ただし、赤十字標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において医療等を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては赤十字標章等の交付等を行わないものとする。
- ・ 許可権者は、申請書の保管、赤十字標章等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。）の作成など交付等した赤十字標章等の管理を行うものとする。
- ・ 赤十字標章等の交付等を受けた者は、赤十字標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、赤十字標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した赤十字標章等を返納しなければならない。

(3) 赤十字標章等の様式等

① 赤十字等の標章

- ・我が国関係者については、すべて白地に赤十字の標章を使用するものとする。なお、白地に赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章については、外国から派遣された医療関係者等による使用を想定している。
- ・白地に赤十字赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章以下（(3)及び(7)において「赤十字等の標章」という。）は、状況に応じて適当な大きさとする。なお、赤十字、赤新月並びに赤のライオン及び太陽の形状のひな形は図1のとおりである。
- ・赤十字等の標章の赤色の部分の色は、金赤（CMYK 値：C-0, M-100, Y-100, K-0、RGB 値：#FF0000）を目安とする。ただし、他の赤色を用いることを妨げるものではない。

[図1]



- ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から（特に空から）識別されることができるよう、可能な限り、平面若しくは旗に又は地形に応じた他の適当な方法によって表示するものとする。
- ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとするのが望ましい。
- ・赤十字等の標章の赤色の部分は、特に赤外線機器による識別を容易にするため、黒色の下塗りの上に塗ることができるものとする。
- ・対象者を識別させるために赤十字等の標章を使用する際は、できる限り赤十字等の標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

② 特殊信号

- ・対象者が使用することができる特殊信号は、発光信号、無線信号及び電子的な識別とする。
- ・特殊信号の規格等については、1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）（以下「第一追加議定書」という。）附属書I第3章の規定によるものとする。

③ 身分証明書

- ・常時の医療関係者等の身分証明書は、第一追加議定書附属書I第2条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式3のとおりとする。
 - (ア) 赤十字等の標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
 - (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
 - (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。

- (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
 - (オ) 所持者がいかなる資格において1949年8月12日のジュネーヴ諸条約（以下単に「ジュネーヴ諸条約」という。）及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、〇〇省の職員、救援を行う△△（医療機関）の職員又は医療関係者、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。
 - (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
 - (キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。（いずれも印刷されたもので差し支えない。）
 - (ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う医療等の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。
 - (ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（A B O式及びR h式）が記載されていること。
 - ・ 臨時の医療関係者等の身分証明書については、原則として、常時の医療関係者等の身分証明書と同様のものとする。ただし、常時の医療関係者等の身分証明書と同様の身分証明書の交付等を受けることができない場合には、これらの者が臨時の医療関係者等として医療等を行っていることを証明し並びに医療等を行っている期間及び赤十字等の標章を使用する権利を可能な限り記載する証明書であって、許可権者が署名するものを交付等するものとする。この証明書には、所持者の氏名、生年月日及び当該医療関係者等が行う医療等の内容を記載するとともに、所持者の署名を付するものとする。
 - ・ 常時の医療関係者等及び臨時の医療関係者等の区別については、当該医療関係者等が行う医療等の内容、その期間等を勘案し、許可権者が決定することとする。
- (4) 赤十字標章等の使用に当たっての留意事項
- ・ 何人も、武力攻撃事態等において、赤十字標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。
 - (ア) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、当該赤十字標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
 - (イ) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、医療を行っていない場合には、赤十字標章等を使用してはならない。
 - (ウ) 赤十字標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら医療のために使用されていなければならない。
- (5) 訓練及び啓発
- ・ 許可権者及び対象者は、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）につ

いての訓練を実施するに当たって、赤十字標章等を使用するよう努めるものとする。

- ・国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における赤十字標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。

(6) 体制の整備等

- ・許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。
- ・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における赤十字標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において赤十字標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。
- ・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における赤十字等の標章の使用等

- ・平時においては、(5)に定める場合を除いて、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和22年法律第159号。（7）において「赤十字標章法」という。）の規定に基づき、日本赤十字社及び日本赤十字社の許可を受けた者に限って赤十字等の標章を使用することができるものとする。
- ・武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第9条第1項の対処基本方針が定められる前に日本赤十字社から赤十字等の標章の使用の許可を受けた者は、武力攻撃事態等においても、赤十字標章法第3条に規定する傷者又は病者の無料看護を引き続き行う場合に限り、改めて国民保護法に基づく交付等を受けることなく赤十字等の標章を使用することができるものとする。

3 特殊標章等の交付等に関する基準、手続等

(1) 交付等の対象者

- ・許可権者（国民保護法第158条第2項の指定行政機関長等をいう。以下3において同じ。）は、次に定める区分に従い、特殊標章等の交付等を行うものとする。なお「国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者」とは、国民保護法第70条第1項、第80条第1項、第115条第1項及び第123条第1項に基づいて、許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者等を指すものである。

① 指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）で国民保護措置に係る職務を行うもの

- (イ) 当該指定行政機関の長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該指定行政機関の長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
 - (エ) 当該指定行政機関の長が所管する指定公共機関
- ② 都道府県知事が交付等を行う対象者
- (ア) 当該都道府県の職員（③(ア)及び⑤(ア)に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
 - (イ) 当該都道府県知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該都道府県知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
 - (エ) 当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関
- ③ 警視総監又は道府県警察本部長が交付等を行う対象者
- (ア) 当該都道府県警察の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
 - (イ) 当該警視総監又は道府県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該警視総監又は道府県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ④ 市町村長が交付等を行う対象者
- (ア) 当該市町村の職員（当該市町村の消防団長及び消防団員を含み、⑤(ア)及び⑥(ア)に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
 - (イ) 当該市町村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該市町村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ⑤ 消防長が交付等を行う対象者
- (ア) 当該消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
 - (イ) 当該消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ⑥ 水防管理者が交付等を行う対象者
- (ア) 当該水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - (イ) 当該水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (2) 交付等の手続、方法等
- ・特殊標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。
 - (ア) 許可権者の所轄の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの及び当該国民保護措置に係る当該職員が行う職務のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。
 - (イ) 許可権者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者又は許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、原則として当該対象者が許可権者に対して交付の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、許可権者が作成して交付するものとする。

(ウ) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置に係る業務を行う者（当該指定公共機関又は指定地方公共機関の委託により国民保護措置に係る業務を行う者を含む。）又は当該指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、指定公共機関又は指定地方公共機関が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。

- ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができる。
- ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される国民保護措置に係る職務、業務又は協力の内容等に応じて定めるものとする。ただし、特殊標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては特殊標章等の交付等を行わないものとする。
- ・許可権者は、申請書の保管、特殊標章等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。）の作成など交付等した特殊標章等の管理を行うものとする。
- ・特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した特殊標章等を返納しなければならない。

(3) 特殊標章等の様式等

① 特殊標章

- ・特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とし、原則として次の条件を満たすものとする。なお、そのひな形は図2のとおりである。
 - (ア) 青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合には、その三角形の下地の部分は、オレンジ色とすること。
 - (イ) 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
 - (ウ) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
- ・特殊標章の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする。
- ・特殊標章の色については、オレンジ色地の部分はオレンジ色（CMYK 値：C-0, M-36, Y-100, K-0、RGB 値：#FFA500）を、青色の正三角形の部分については青色（CMYK 値：C-100, M-100, Y-0, K-0、RGB 値：#0000FF）を目安とする。ただし、他のオレンジ色及び青色を用いることを妨げるものではない。

[図2]

- ・ 場所等を識別させるための特殊標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から識別されることができるよう、可能な限り、平面又は旗に表示するものとする。
- ・ 場所等を識別させるための特殊標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとするのが望ましい。
- ・ 対象者を識別させるために特殊標章を使用する際は、できる限り特殊標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

② 身分証明書

- ・ 身分証明書は、第一追加議定書附属書 I 第 15 条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式 4 のとおりとする。
 - (ア) 特殊標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
 - (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
 - (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
 - (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
 - (オ) 所持者がいかなる資格においてジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、〇〇省の職員、△△県の職員、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。
 - (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦 4 センチメートル、横 3 センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
 - (キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。
(いずれも印刷されたもので差し支えない。)
 - (ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う国民保護措置に係る職務、業務又は協力の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の国民保護措置を担当する部局における在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。
 - (ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（A B O 式及び R h 式）が記載されていること。

(4) 特殊標章等の使用に当たっての留意事項

- ・ 何人も、武力攻撃事態等において、特殊標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。
 - (ア) 特殊標章等の交付等を受けた者は、当該特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
 - (イ) 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っていない場合には、特殊標章等を使用してはならない。
 - (ウ) 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(5) 訓練及び啓発

- ・許可権者及び対象者は、国民保護措置についての訓練を実施するに当たって、特殊標章等を使用するよう努めるものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における特殊標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。

(6) 体制の整備等

- ・許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。
- ・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における特殊標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において特殊標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。
- ・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における特殊標章の使用

- ・平時におけるいたずらな使用が武力攻撃事態等における混乱をもたらすおそれがあることにかんがみ、平時における特殊標章の使用については、(5)に定める場合を除いて使用しないこととする。

[様式 1]

(別紙)

赤十字 交 付
 標章等に係る 申請書
 特 殊 使用許可

平成 年 月 日

(許可申請者) 様

私は、国民保護法第 157 条又は第 158 条の規定に基づき、赤十字標章等又は特殊標章等の交付又は使用許可を以下のとおり申請します。

氏名：(漢 字) _____ (ローマ字) _____	生年月日 (西暦) 年 月 日
申請者の連絡先 住 所：〒 _____ 電話番号： _____ E-mail： _____	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="margin: 0;">写 真</p> <p style="margin: 5px 0 0 0;">縦 4 × 横 3 cm</p> <p style="margin: 0 0 0 0; font-size: small;">(身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)</p> </div>
識別のための情報 (身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身 長： _____ cm 眼の色： _____ 頭髪の色： _____ 血液型： _____ (R h 因子 _____)	

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等
 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)

(許可権者使用欄)

資 格： _____

証明書番号： _____ 交付等の年月日： _____

有効期間の満了日： _____

返却日： _____

赤十字標章等／特殊標章等の交付／使用許可をした者に関する台帳

証明書 番号	氏名(漢字)	氏名(ローマ字)	生年月日	資 格	交付等の 年月日	有効期間 の満了日	身長	眼の色	頭髪の色	血液型	その他の特徴等	標章の使用	返納日	備考
(記入例) 1	国民 保護	Hogo Kokumin	1975/6/18	〇〇県の職員	2005/6/18	2007/6/18	173	茶	黒	O(Rh+)		帽子、衣服用×1	2007/6/18	所属:国民保護課
2														
3														

[様式 3]

表面

	<p>(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</p>	
<p>身分証明書 IDENTITY CARD</p>		
<p>常時の 自衛隊の衛生要員等以外の 医療関係者用 臨時の</p>		
<p>PERMANENT for civilian medical personnel TEMPORARY</p>		
<p>氏名/Name _____</p>		
<p>生年月日/Date of birth _____</p>		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>		
<p>-----</p>		
<p>交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____</p>		
<p>許可権者の署名/Signature of issuing authority</p>		
<p>有効期間の満了日/Date of expiry _____</p>		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
<p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:</p>		
<p>血液型/Blood type _____</p>		
<p>-----</p>		
<p>所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p>		
<p>印璽/Stamp</p>	<p>所持者の署名/Signature of holder</p>	

(日本工業規格 A 7 (横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル))

[様式 4]

表面

	<p>(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</p>	
<p>身分証明書 IDENTITY CARD</p>		
<p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p>		
<p>氏名/Name _____</p>		
<p>生年月日/Date of birth _____</p>		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>		
<p>-----</p>		
<p>交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____</p>		
<p>許可権者の署名/Signature of issuing authority</p>		
<p>有効期間の満了日/Date of expiry _____</p>		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
<p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:</p>		
<p>血液型/Blood type _____</p>		
<p>-----</p>		
<p>所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p>		
<p>印璽/Stamp</p>	<p>所持者の署名/Signature of holder</p>	

(日本工業規格 A 7 (横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル))